介護員養成研修重要事項説明書

作成日 平成30年 6月 1日

1 研修事業者概要

事業者名	社会福祉法人洲本たちばな福祉会		
代表者名	理事長 伊富貴 幸廣		
所在地	兵庫県洲本市由良1丁目6番7号		
事業者指定県民局	淡路県民局 監査・福祉課 (TEL 0799-26-2054)		
事業者指定年月日	平成30年9月3日		
事業者指定番号	第 181002 号		
基本財産・資本金 ※1	基本財産:1,635,149,158円 資本金:なし		
主な出損者・出資者とその金額	なし		
※ 2			
他の主な事業	特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ショートステ		
	イ・デイサービス・居宅介護支援事業所・在宅介護支援		
	センター・訪問介護・ケアハウス・小規模多機能型居宅		
	介護事業所・保育所・地域密着型特別養護老人ホーム		
公益法人の場合の主務官庁			
% 3			
介護員養成研修事業を開始した年	平成16年8月23日		
月日	十成10年6万25日		
過去に兵庫県内で実施した介護員	直近の講座開設日		
養成研修の実績	初任者: 講座 85 人 平成 29 年 9 月 1 日		
※ 4	基礎: 講座 人 年 月 日		
	1級: 講座 人 年 月 日		
	2級: 講座 189人 平成 24 年 9 月 27 日		
	3級: 講座 人 年 月 日		

2 研修の概要

研修の名称		平成30年度たちばな介護職員初任者研修		
研作	多の課程	介護職員 初任者研修課程		
通	言、通学の別	通学		
研修	多指定県民局	淡路県民局 監査・福祉課 (TEL 0799-26-2054)		
事	業指定番号	第 18100201 号		
定員	員及び開講必要人数	定員15人(7人以上で開講)		
受討	講資格 ※1	特別養護老人ホーム等の介護職員等として、1年以上の介護等		
		の経験を有する者は、(1) 職務の理解の科目を免除することができる		
研修	冬の実施場所及び時間			
	講義・演習	講義・地域密着型特別養護老人ホーム洲本たちばなプラス		
		【洲本宇原358番地5】(55時間)		
		演習・地域密着型特別養護老人ホーム洲本たちばなプラス		
		【洲本市宇原358番地5】(63時間)		
	実習 ※2	実習 ・地域密着型特別養護老人ホーム		
		洲本たちばなプラス(洲本市宇原358番地5)		
		・地域密着型特別養護老人ホーム		
		千草たちばなプラス(洲本市千草己2番地1)		
		・特別養護老人ホーム		
		たちばな苑(洲本市由良1丁目6番7号)		
研作	修期間 ※3	平成30年9月3日~平成30年11月14日		
補講の可否・条件等		研修の一部を欠席(当該課程研修の時間数の概ね1割以内の10時		
※ 4		間を限度とする)した者で、やむを得ない理由があると認められた		
		者(補講は特別養護老人ホームたちばな苑で行います)		
修	了評価の時期	平成30年11月14日(水)18:30~20:00		
修	了評価が評価基準に	補講の日程等11月16日(金)15:00~18:00 3時間		
満たない場合の補講・				
再評価 ※5		 再評価		

3 研修が実施できなくなった場合、替わりの研修を実施する事業者

事業者名	社会福祉法人淡路島福祉会			
代表者名	理事長 八木 康公			
所在地	兵庫県南あわじ市八木寺内 373-1			
基本財産·資本金 ※1	基本財産 1,836,494,849円	基本金 632, 529, 856 円		
主な出損者・出資者とその金額	なし			
※ 2				
他の主な事業	特別養護老人ホーム・ショートステイ・デイサービス・訪			
	問介護・居宅介護事業所・障害者多機能施設・グループホ			
	ーム・介護老人保健施設・小規模多機能型居宅介護事業所			
公益法人の場合の主務官庁 ※3				
介護員養成研修事業を開始した年月日	平成17年11月10日			
過去に兵庫県内で実施した介護員養		直近の講座開設日		
成研修の実績	初任者: 講座 67人	平成29年9月 5日		
※ 4	基礎: 講座 人	年 月 日		
	1級: 講座 人	年 月 日		
	2級: 講座273人	平成24年8月13日		
	3級: 講座 人	年 月 日		
過去に他都道府県で実施した介	(実施地域:	直近の講座開設日		
護員養成研修の実績	初任者: 講座 人	年 月 日		
※ 4	基礎: 講座 人	年 月 日		
	1級: 講座 人	年 月 日		
	2級: 講座 人	年 月 日		
	3級: 講座 人	年 月 日		
研修事業の実施が困難になった				
時、協力事業者が新たに受講料を	25,000円			
徴収する場合の上限額 ※5				

4 受講料

受講料の支払方法		支払方法	一括、現金にて	
	※ 1		(分割払い:相談に応じます)	
		支払期日	平成30年9月3日(月)	
受講料の額		57,005円		
教材費		6,995円		
その他必要な費用	※ 2	5,000円		
		(内訳) 補講料・・科目時間数に応じた1時間あたりの金額		
消費税		受講料については非課税・教材費は税込円		
合計		64,000円		

5 解約条件等

利用学からの観然の担合	0月91日(本)ナベの観約・観約率は		
利用者からの解約の場合	8月31日(金)までの解約 解約料なし		
	9月 1日(土) までの解約 解約料20%		
	9月 2日(日)までの解約 解約料40%		
	その後、一旦入金した額については、一切返金しないものとす		
	る。		
事業者からの解約の場合	(解約する場合)		
	研修中に著しく公序良俗に反する言動・行動等があり授業秩序		
	を乱すと法人が判断した場合。		
	(受講者への返金条件)		
	原則として返金しない		

6 苦情・相談窓口

担当部署名	特別養護老人ホームたちばな苑
担当者名	生活相談員 中村 洋介
電話番号	0799-27-0146
FAX 番号	0799-27-0384
Eメールアドレス	y 2 t 3 a 4@s umo t o-t a c h i b a n a. o r. j p

·AX 番号	0799-27-0384
Eメールアドレス	y2t3a4@sumoto-tachibana.or.jp
添付書類:1	カリキュラム
	講師一覧

3 実施施設一覧

説明年月日	平成	年	月	日
説明者職名				
説明者署名				